

議案第14号

日野町税条例の一部改正について

日野町税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年3月3日提出

日野町長 景山享弘

日野町税条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方税法第314条の7第1項第4号において、特定非営利活動法人の活動事業に係る寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として町条例で定めるものについて寄附金控除の対象とする規定があり、県条例により認定された特定非営利活動法人について寄附金控除対象に適用することとしている。

今回、鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成26年鳥取県条例第54号）が、平成26年12月24日に公布され、同日から施行されたことによる条例改正に伴い、個人町民税の控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象に加えることの、税条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

個人町民税の控除対象の追加

個人町民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、平成27年1月1日から平成31年12月31日までの間に特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対してなされた寄附金を加える。

3 附則規定

（施行月日）

この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

平成27年1月1日以降に支出する日野町税条例第34条の7第4項に規定する寄附金について適用する。

日野町税条例の一部を改正する条例

日野町税条例(昭和45年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第314条の7第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次のいずれかに該当する寄附金とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第24条の4第3項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。</u></p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第314条の7第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次のいずれかに該当する寄附金とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1027 481 1118">名称</th> <th data-bbox="481 1027 770 1118">主たる事務所の所在地</th> <th data-bbox="770 1027 1055 1118">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1118 481 1259"> <p>特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会</p> </td> <td data-bbox="481 1118 770 1259"> <p>鳥取市瓦町601</p> </td> <td data-bbox="770 1118 1055 1259"> <p>平成27年1月1日から 平成31年12月31日まで</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	<p>特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会</p>	<p>鳥取市瓦町601</p>	<p>平成27年1月1日から 平成31年12月31日まで</p>	
名称	主たる事務所の所在地	期間					
<p>特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会</p>	<p>鳥取市瓦町601</p>	<p>平成27年1月1日から 平成31年12月31日まで</p>					

附 則
(施行期日)